

Offprint from:

『創価大学・国際仏教学高等研究所・年報』
平成13年度（第5号）2002年3月発行

*Annual Report of
The International Research Institute
for Advanced Buddhology
at Soka University
for the Academic Year 2001
[= ARIB], vol. V, March 2002*

工藤順之

「Mahākarmavibhaṅga 所引經典類研究ノート(1):
Purvāparāntakasūtra / Devatāsūtra」

Noriyuki KUDO

Philological Notes on the Quotations in the (*Mahā-*)*Karmavibhaṅga* (1):
Nandikasūtra

The International Research Institute for Advanced Buddhology
Soka University
Tokyo · 2002 · Hachioji
JAPAN

創価大学・国際仏教学高等研究所
東京・2002・八王子

Mahākarmavibhaṅga 所引經典研究ノート (1)— *Nandikasūtra* —

工藤 順之

0. はじめに

或る一つの文献が発見され、それに対する研究が行われることで、仏教史・仏教思想が解明されていく。その営為は止むことなく、時にはあらためてこれまでの先学諸氏によって蓄積されてきた多くの成果を再検討することも必要になってくる。それは例えば近年の仏教原典資料の発見とそれらに対する緻密な文献学的研究の公表を端緒とする場合もあれば、原典資料そのものに立ち帰ってなされる場合もある。

1932年に出版された *Mahākarmavibhaṅga* もまた例外ではない。これには、二十種の經典類が26回にわたって引用され、校訂者 Sylvain Lévi はテキスト出版に際して当時扱える範囲の文献を網羅し、詳細な脚注を付し、多くの所引經典・平行文献類を明らかにした。その後のMKV研究でも、Lévi校訂本の出版以降に発見された、それまでは原典の存在が知られていなかった文献或いは異なる伝承のテキストを用いながら幾つかの所引經典類が研究されてきた¹。その一つの成果は、未だ断定はされていないものの、MKVの所属部派に関して、かつては非有部・非法藏部という消極的な評価であったものが、現在の所では犢子部・正量部所属の可能性を最も高いとする見方が有力になってきていることに表れている。

さて、本稿でも MKV 所引經典を取り上げていこう。經典名を明示し且つ複数回引用されているものは以下に挙げる四種である。

- | | |
|-----------------------------------------|-------------------|
| (1) <i>Nandikasūtra</i> | (pp. 32, 42, 44); |
| (2) <i>Pūrvāparāntakasūtra</i> | (pp. 39-40, 67); |
| (3) <i>Cakravartīsūtra</i> ² | (pp. 94, 103); |
| (4) <i>Devatāsūtra</i> ³ | (pp. 89, 94). |

¹ 先行研究については論文末の Bibliography 参照のこと。

² *Cakravartīsūtra* は実際のところ、伝承が異なる3つの文献が引用されており、部派の文献伝承を考える際に興味深い事実を反映している（並川 1984b, 1985a 参照のこと）。

³ *Devatāsūtra* についてはギルギット写本からテキストが復元されているが MKV には全く対応していない。テキストは Adelheid Mette, "Zwei kleine Fragmente aus Gilgit," in: *Studien zur Indologie und Iranistik* Heft 7, 1981, 133-151 に出版されている（このメッテのテキストについては以下の松村亘による訂正がある）。松村恒「*Devatāsūtra* と *Alpadevatāsūtra*」『印度學佛教學研究』30-2, 1982.3, pp. (54)-(60); 同「ギルギット写本備忘録」『印度學佛教學研究』31-2, 1983.3, pp. (128)-(132); 榎本文雄「『雜阿含』*Devatāsamyukta* と *Devatāsūtra* の展開 — *Ratnāvadānamālā* 第八章の成立」『印度學佛教學研究』31-1, 1982.12, pp. (87)-(90); 同「雜阿含1299經と1329經をめぐって—*Gāndhāri Dharmapada* 343-344 と Turfan 出土梵文写本 No. 50 の同定と *Mahābhārata* 13.132 の成立」『印度學佛教學研究』31-2, 1982.3, pp. (79)-(85)。

ここで検討しようとするのは *Nandikasūtra* である。この経の全文はチベット訳のみに残り、サンスクリット本もこの名を冠される対応漢訳もない。わずかに『大智度論』、『阿毘達磨俱舍論』とその注釈等にその一部と思しき一節或いは経名が引用されるにすぎない。本稿では、漢訳文献に引用される一連の文章群を再構成して得られるものとほぼ一致する別の漢訳経典が、チベット訳を除けば、全体としてこれまで失われたものと考えられていた *Nandikasūtra*⁴ でありうるのかどうかの可能性についてあらためて考察する⁵。

1. MKV に言及される *Nandikasūtra*

まず MKV の中で言及される箇所を見ていこう。Lévi 本の当該箇所は校訂の基になった二写本とも存在するので両者とも引くことにする。

§ 1: MS[A]: tathā daśādinavā Nandikasūtre uktāḥ prā(12r.4)nātipātasya ||
MS[B]: [t]. thā⁶ daśādinavā (7v.2) + .. kasūtre⁷ ukta⁸ {||} prānātipātasya <|>
「また殺生する者には十の過失があることが『ナンディカ経』に説かれている」

§ 13: MS[A]: (19v.4) yathoktaṃ ca {||} Nandikasūtre | catvāriṃśad ādinavāḥ |
surāmaireyamadyapramāda(19v.5)ṣṭhāne yojayitavyāḥ |
MS[B]: (11v.3) yathoktaṃ Nandikasūtre <|> pañcatriṃśad ādinavāḥ
surāmaireyamadyapāne yojayitavyāḥ <|>
「例えば『ナンディカ経』において説かれているように、穀酒・果酒・薬草酒を飲む場合に三十五の過失が(あると)知られるべきである」

§ 14: MS[A]: yathoktaṃ ca Nandikasūtre | catvāriṃśad ādinavān madyadoṣāḥ {||}
akuśalapakṣeṇa yojayi(21r.2)<ta>vyāḥ ||
MS[B]: (12r.5) yathoktaṃ ca Nandikasūtre <|> pañcatriṃśat madyapānadoṣāḥ
akuśalapathe yojayitavyāḥ ||
「例えば『ナンディカ経』に説かれているように、飲酒による過失が三十五あることが不善の面として知られるべきである」

⁴ *Nandikasūtra* という経典は所謂「トゥルフアン・コレクション」の中にそれを写した断片が存在している。この断片は Saṃyukta-Āgama の写本の一部とされ、*Nandikasūtra* はその冒頭部分だけが残るに過ぎない。SHT I ではその断片に関する情報のみが記され(SHT I, Kat.-Nr. 162 [K 446 (TIII MQR)], aR4-9)、その転写テキスト等は第4巻に与えられている(SHT IV [1980], pp. 99-100)。第1巻によれば(p. 92, note 4)、『雑阿含経』求那跋陀羅訳、卷三十、第八五五経(T No. 99(855), vol. 2, 217c18-218a8)、Pāli SN, Nandiya, V. 397-8 (ed. by Feer, PTS, 1898 [rp. 1976]) に相当する。細田典明「『雑阿含経』道品のサンスクリット断片—SHT(IV) Kat.-Nr. 162 について」『印度哲学仏教学』, No. 16, October 2001, pp. 325-311 参照のこと。しかしこの同名の経典は『大智度論』に引用される *Nandikasūtra* とは一致しない。

⁵ この問題については既に岡田行弘「*Nandikasūtra* の漢訳」『印度學佛教学研究』35-2, 1986.3, pp. 35-37 で扱われている。チベット訳 *Nandikasūtra* とそれに対応する漢訳を見出したのは岡田の成果であるが、残念ながらこの論文では MKV に対する言及はなく、また Yaśomitra の *Abhidharmakośavyākhyā* に見られる *Nandikasūtra* についても触れられていない。

⁶ Read t(a)thā.

⁷ Read (Nandī)kasūtre.

⁸ Read uktāḥ.

上記3箇所は、殺生と飲酒によってもたらされる業報を説明するにあたってその業報の具体的項目数を説く經典としての *Nandikasūtra* に言及しているのみで、残念ながら実際に原文が引用されているわけではない。この限りでは我々には *Nandikasūtra* がどのような文脈でどのような業報を説いているのかわからないわけであるが、殺生・飲酒による過失を具体的に説く（或いは列挙する）經典を拾い出していけば *Nandikasūtra* に辿り着けるはずである。つまり問題となるのは「殺生と飲酒による過失」、そしてこの二つの項目を挙げる文脈から当然考慮されるべきであるが「五戒」の一つ一つについて個別に説く經典の存在である。

2. 他の引用文献

2. 1. サンスクリット文献での引用

我々の手元にあるサンスクリット文献で *Nandikasūtra* を引用する文献は実はこのMKVを除くと筆者が確認できた限りでは僅か一文献しかない。それは Yaśomitra の *Abhidharmakośavyākhyā* だけである。ともかくその該当箇所を見てみよう。

catuṛvidhaṃ hi Nandikasūtrādiṣu kāyaduṣcaritam uktam. prāṇātipātaḥ adattādānaṃ kāmamithyācāraḥ surāmaireyamadyapramādasthānam iti [*Abhidh-k-vy*, 380, 4-5]⁹.

「何故なら『ナンディカ経』等に四種の身体の悪行が説かれている。殺生、不與取、邪淫、穀酒・果酒・菓草酒を飲むことである。」

surāmaireyamadyapramādasthānen' āsevitena bhāvitena bahulikṛtena kāyasya bhedān naraḥśūpapadyata iti Nandikasūtre vacanāt [*ibid.*, 381, 1-2]¹⁰.

「『穀酒・果酒・菓草酒を飲むことを習し、修し、多く為すことによって、身体に区別が生じ、地獄に墮ちる』と『ナンディカ経』に説かれているからである。」

⁹ Yaśomitra の註が加えられた『俱舍論』の当該部分は次の通り：*Abhidh-k-bb(P)*.: *āryaiś ca janmāntaragatair apy anadhyācārāt. prāṇivadbhādivat. kāyaduṣcaritavacanād, durgatigamanāc ceti*; 玄奘訳『阿毘達磨俱舍論』巻第十五「分別業品」(T 1558, 29, 77b20-22): 「又諸聖者雖易多生亦不犯故。如殺生等。又經說是身惡行故。」; 真諦訳『阿毘達磨俱舍釋論』巻第十一「中分別業品」(T 1559, 29, 234b3-5): 「復次聖人已轉別性。本性不犯此故。如殺生等。復次由說此是身惡行。」梵本も漢訳も典拠とする經典名は挙げていない。

¹⁰ Cf. *Abhidh-k-bb(P)*.: *atyāsevitena durgatigamanābhidhānam. tatprasāṅgenābhikṣaṇam akūśalasantatipravṛtter āpāyikasya karmaṇā ākṣepād, vṛtilābhād vā. surāmaireyamadyapramādasthānam iti ko 'rthab? surā annāsavaḥ. maireyaṃ dravāsavaḥ. te vā kadācid aprāptapracryutamadyabhāve bhavata iti, ato madyagrahaṇam. pūgaphalakodravādāyo 'pi madayanti surāmaireyagrahaṇam. prajñāptisāvadyasyāpy ādarena prabheyatve kāraṇajñāpanārtham pramādasthānavacanam. sarvapramādāspadatvād iti*; 玄奘訳『阿毘達磨俱舍論』(T 1558, 29, 77c1-11): 「然說數習墮惡趣者。顯數飲酒能令身中諸不善法相續轉故。又能引發惡趣業故。或能令彼轉增盛故。如契經說。牽羅迷麗耶末陀放逸處。依何義說。醜食成酒名為牽羅。醜食物所成名迷麗耶酒。即前二酒未熟已壞不能令醉不名末陀。若令醉時名末陀酒。簡無用位重立此名。然以檳榔及稗子等亦能令醉。為簡彼故。須說牽羅迷麗耶酒。雖是遮罪而令放逸廣造衆惡。為令殷重遮斷故說放逸處言。酒是放逸所依處故。」; 真諦訳『阿毘達磨俱舍釋論』(T 1559, 29, 234b12-18): 「若過量數習。世尊說由此入惡道。是義云何。由愛習此數數惡行相續生故。能引惑惡道業故。得生惡道。酒酒類令醉放逸依處。此句有何義。酒謂飲酒。酒類謂餘物酒。此二有時未至及已度令醉位。不名令醉。為除此故。說令醉檳榔子。及俱陀婆穀。亦能令醉。為除此故。說酒及酒類。」玄奘訳に「契經」とあるだけで經典名はない。尚、Yaśomitra 註を含めて、ここで示した引用文についてはその一部が舟橋一哉によって解説されている、舟橋 1956: 273-276 参照。

身体によって為される悪行三つを挙げ、そこに飲酒を加える部分に見られる引用である。上に示した部分では、*Nandikasūtra* には「五戒」に含まれる妄語が入っていないが、これは妄語が口業に分類されるからで、経に説かれていなかったわけでは勿論ないだろう。後者には、「穀酒・果酒・薬草酒を飲むことを習し、修し、多く為すことによって、身体に区別が生じ、地獄に墮ちる」という文章が *iti* によって引用されているから、そのような文があったかもしれない。残念ながら上記の引用例からはこれ以上の情報は得られない。

2. 2 漢訳文献

ここでは漢訳諸文献を見ていこう。これは先の『俱舍論』関係を除くと『大智度論』に見出されるだけである¹¹。

(1) 『大智度論』卷十三(T 1509, vol. 25, 155c13-19):

「如佛語難提迦優婆塞。殺生有十罪。何等為十。一者心常懷毒世世不絕。二者衆生憎惡眼不喜見。三者常懷惡念思惟惡事。四者衆生畏之如見蛇虎。五者睡時心怖覺亦不安。六者常有惡夢。七者命終之時狂怖惡死。八者種短命業因緣。九者身壞命終墮泥梨中。十者若出為人常當短命。」

(2) (do., 158b7-c10):

「不飲酒者。酒有三種。如佛語難提迦優婆塞。酒有三十五失。何等三十五。一者現世財物虛竭。何以故。人飲酒醉心無節限。用費無度故。二者衆病之門。三者鬥諍之本。四者裸露無恥。五者醜名惡聲人所不敬。六者覆沒智慧。七者應所得物而不得。已所得物而散失。八者伏匿之事盡向人說。九者種種事業廢不成辦。十者醉爲愁本。何以故。醉中多失。醒已慚愧憂愁。十一者身力轉少。十二者身色壞。十三者不知敬父。十四者不知敬母。十五者不敬沙門。十六者不敬婆羅門。十七者不敬伯叔及尊長。何以故。醉悶愧慙無所別故。十八者不尊敬佛。十九者不敬法。二十者不敬僧。二十一者朋黨惡人。二十二者疎遠賢善。二十三作破戒人。二十四者無慚無愧。二十五者不守六情。二十六者縱色放逸。二十七者人所憎惡不喜見之。二十八者貴重親屬及諸知識所共擯棄。二十九者行不善法。三十者棄捨善法。三十一者明人智士所不信用。何以故。酒放逸故。三十二者遠離涅槃。三十三者種狂癡因緣。三十四者身壞命終墮惡道泥梨中。三十五者若得爲人所生之處常當狂騃。如是等種種過失。是故不飲。如偈說

酒失覺知相	身色濁而惡
智心動而亂	慚愧已被劫
失念增瞋心	失歡毀宗族
如是雖名飲	實爲飲死毒
不應瞋而瞋	不應笑而笑
不應哭而哭	不應打而打
不應語而語	與狂人無異
奪諸善功德	知愧者不飲。」

¹¹ 『大智度論』を典拠にして当該箇所を孫引きするものに法藏『梵網經菩薩戒本疏』第一, T 1813, vol. 40; 慧沼『勸發菩提心集』巻中, T 1862, vol. 45 がある。それぞれの該当箇所を本文中の『大智度論』からの引用部分に附した番号の下に五戒の順序に並べ直して示しておく:(1) 40, 611c27-612a5; 45, 384c16-23; (3) 40, 619b2-7; 45, 385a11-15; (4) 40, 622, b12-13[「又有十罪。如彼應知。」とあるのみ]; 45, 385a28-b5; (5) 40, 624b6-12; 45, 386a3-9; (2) 40, 625a17-b15; 45, 386a13-b5.

上記二つの箇所は世尊の対話相手としての「難提迦」を直接名指しする引用であるが、經典名が明示されていないために *Nandikasūtra* であるのかどうかの断定は出来ない。しかし二つの引用文に挟まれる『大智度論』の部分には更に以下のような「佛説」があり、同一のソースからの引用であるとみなすことができる。Lamotte によれば¹²、これらもまた *Nandikasūtra* からの引用である。

(3) (do., 156b26-c3):

「如佛説。不與取有十罪。何等為十。一者物主常瞋。二者重疑(丹注云重罪人疑)三者非行時不籌量。四者朋黨惡人遠離賢善。五者破善相。六者得罪於官。七者財物沒入。八者種貧窮業因緣。九者死入地獄。十者若出為人勤苦求財。五家所共若王若賊若火若水若不愛子用。乃至藏埋亦失。」

(4) (do., 157a6-14):

「如佛所説。邪婬有十罪。一者常為所婬夫主欲危害之。二者夫婦不穆常共鬥諍。三者諸不善法日日增長。於諸善法日日損減。四者不守護身妻子孤寡。五者財產日耗。六者有諸惡事常為人所疑。七者親屬知識所不愛喜。八者種怨家業因緣。九者身壞命終死入地獄。十者若出為女人多人共夫。若為男子婦不貞潔。如是等種種因緣不作。是名不邪婬。」

(5) (do., 158a19-27):

「如佛説。妄語有十罪。何等為十。一者口氣臭。二者善神遠之非人得便。三者雖有實語人不信受。四者智人語議常不參豫。五者常被誹謗。醜惡之聲周聞天下。六者人所不敬。雖有教救人不承用。七者常多憂愁。八者種誹謗業因緣。九者身壞命終當墮地獄。十者若出為人常被誹謗。如是種種不作。是為不妄語。名口善律儀。」

『大智度論』に言及される順番に従って並び替えると、(1)→(3)→(4)→(5)→(2)になるが、これらの内容は「戒相」を扱う第十三巻に現れることからわかるように、「五戒」について、前四者には「十惡」を、飲酒には「三十五失」を列挙しているものである。こうして『大智度論』から抽出され再構成された「難提迦・優婆塞」との対話を持つ經典とは、全体像はまだ不明であるが、世尊が難提迦を相手に少なくとも「五戒」をその中で説く經典に他ならないことになる。

ところで『大智度論』の引用では、先に見た Yaśomitra の『俱舍論』註にある酒の種類を挙げる部分が存在しない。『大智度論』では妄語についての過失を挙げた箇所を引き続いて、先の (2) の引用文直前に以下のような文があるので、それに対応すると思われるが、*Nandikasūtra* からのものかどうかは分からない。

(6) (do., 25, 158a27-b7)

「不飲酒者。酒有三種。一者穀酒。二者果酒。三者藥草酒。果酒者。搗桃阿梨陀樹果。如是等種種名為果酒。藥草酒者。種種藥草。合和米麴甘蔗汁中。能變成酒。同蹄畜乳酒。一切乳熟者可中作酒。略説。若乾若濕若清若濁。如是等能令人心動放逸。是名為

¹² 先に挙げた二つの引用については Lamotte, *Mpp*, II, 792-3 及び 792, fn. 1, 2; 817-19 及び 817, fn. 1 を参照せよ。他の 3 例はそれぞれ、798, 803, 815-6 を見よ。但し Lamotte は最初の二つの「難提迦」の名を出す引用に関して脚注では“Cf. *Nandikasūtra* ...”とし、他方後の三箇所では“Cf.”とせずに直接“*Nandikasūtra*”と明記している。この違いは何によるものなのかかわからない。どの注記でも、チベット訳 *Nandikasūtra* の Feer 論文対応頁と内容的にほぼ同一になる『分別善惡報應經』天息災訳(T 81)の対応箇所が挙げられている。

酒。一切不應飲。是名不飲酒。問曰。酒能破冷益身令心歡喜。何以不飲。答曰。益身甚少所損甚多。是故不應飲。譬如美飲其中雜毒。是何等毒。」

こうして、一部かもしれないが、『大智度論』から *Nandikasūtra* と理解してよい部分を回収することが出来る。チベット訳と対比させるとほぼ一致しているので、これらの一節は *Nandikasūtra* の漢訳されたものと考えてよい。

3. 安世高訳『佛説出家縁経』

大正大蔵経第十七卷「經集部」中に『佛説出家経』と呼ばれる経典がある。この経典の文献上の問題点は後で検討するとして、先ずその内容を見ていこう。大蔵経では1頁の二段分にも満たない短い経典であるので、ここで全文を引用する。(各項目毎に分節しておく)。

安世高訳『佛説出家縁経』(TNo. 791, vol. 17, 736b3-c19)

「如是我聞。一時婆伽婆在王舍城耆闍崛山。與大比丘僧俱千二百五十。是時難提優婆塞。與五百優婆塞。出王舍城上耆闍崛山。往詣佛所頭面禮足。長跪叉手問佛。大德。願聞優婆塞五戒。毀犯正戒有何惡事。

佛答難提優婆塞。楚害生命有十惡事。何等十現世常懷害心。後世毒心隆赫。恒被痛害怨怨不息。人不喜見。思慮多惡見者怖懼。眠不安寐。夢則惶怖覺則驚悸。死時狂勃種短命殺。身壞命終生地獄中。設得為人多病少命。是為十惡事。

偷劫他財。有十惡事。何等十。貪饕深重。恒為衆疑。能興重惡。行則非時。動則非法。親友惡逆。賢良疏遠。敗戒果敢。常懼王伺。須財市命。種遺寶物貧弊之業。身壞命終生地獄中。設得為人飢寒困苦。致財良難。雖獲少財五事共之。王賊水火及惡妻子。今乃藏埋。會亦當失。是為十惡事。

邪姪有十惡事。何等十。常為其夫伺捕楚毒。室家不和善法消竭。不善法增。危敗軀身。不檢其妻。不守財賄。常為人疑。宗親不信。種業如是。門不貞潔。身壞命終生地獄中。設得為女非獨一主。設得為男馳騁邪姪。自失其妻。是十惡事。

妄語中有十惡事。何等十。口常臭爛。善神背叛。凶鬼易陵。實言流世衆所不信。俗為重事。不在言議。未有實事惡名遠聞。為人輕毀不起恭肅。雖言有實人不奉用。多懷愁怖種誹謗業。身死命終生地獄中。設得為人常被誹謗。是十惡事。

飲酒有三十五惡。何等三十五。散盡財賄。致衆苦患。怨諍增重。裸露形軀。惡名遐邇。慧明日減。應得不得。已得便失。顯揚惡事。要務頓發憂德之本。恍惚變沒。顏貌鄙惡。輕慢尊長。不知供養沙門婆羅門。自於室家不辨尊卑。不宗敬佛。不崇大法。不敬事僧。返親惡人。遠離明能。崩墜邪道。無慚愧心。不護根門。昏荒姪欲。衆所不愛。人不喜見。德士宿舊咸來咎責。集造衆惡。要用之勢。不豫識任。智德隱避。像類不別。去泥洹遠。種狂惑業。身死命終生地獄中。設得為人愚癡頑瞋。

是時難提優婆塞。及五百清信士諸天世人。四輩之衆。聞佛所説畢命受持。頭面遶竟。踊悅而去」

この経では「難提」とあるが *Nandika* という名は「難提(*Nánti*)」とも「難提迦(*Nántijia*)」とも訳されるから、問題にしない¹³。また先の『大智度論』の引用箇所と比較すれば、幾つかの違い(例えば悪事の順序、訳語の相違等)を認めることが出来るものの、内容的にもその構成の仕方(前四者に十悪を最後の飲酒に三十五悪を列挙¹⁴)もほぼ一致する。『大智度論』の引用には当然のことながらこの経の序

¹³ 例えば『翻梵語』(T 2130, vol. 54, 994c5)には「難提亦云難提迦 譯曰歡喜」。

分と流通分がなく、また『大智度論』にはあった、飲酒の悪事を列挙した後その内容をまとめた偈文がこの経にはない。これらが『大智度論』が基にした経に本来あったものなのかどうか、つまり引用文なのかどうかは引用箇所からは決められないが、チベット訳 *Nandikasūtra* には飲酒三十五失を説いた後で偈文があるので、少なくとも『大智度論』が引用したものには本来あったものとして考えた方がよいと思われる。もし『出家縁経』を *Nandikasūtra* と仮定するならば、そこに伝承上の増広を考慮すべきであろうが、そこまでは言い切れる程の証拠はまだない。(これについては後で検討する。) ともかく我々の眼前には *Nandikasūtra* と見なせるかもしれない、しかし経典名が異なる資料がある。次にこの経典の文献学的な問題点を検討してみよう。

4. 訳者問題

4. 1. 経録

この経は大正大蔵経の脚注に依れば「此経麗本缺今依明本採録與宋本元本宮本對校」とあり、高麗版大蔵経には欠けていたものを明版を基に宋・元宮内庁本を対校して収録されたもので、伝承上での問題点を抱えている。漢訳大蔵経に関する諸経録を見ていこう。

現存している最古の経録であり、またそれに先行する釈道安の『綜理衆経目錄』を引く、梁・天監九一十七年(510-518 C.E.)に編まれた僧祐撰『出三藏記集』(T 2145, vol. 55)巻四「新集續撰失譯雜經録」中には「出家縁経一卷」(55, 24a)が見出されるが、「右八百四十六部。凡八百九十五卷。新集所得。今並有其本。悉在經藏條新撰目錄闕經。」(55, 32a1-3)と言われる中であって経藏には存在するものの失訳とされる。また隋・開皇十四年(594 C.E.)に編纂された法經等撰『衆経目錄』(T 2146, vol. 55)巻三でも「小乗修多羅藏録」中に「前二百五十經。並是衆経失譯。雖復遺落譯人時事。而古録備有。且義理無違。亦爲定録」(133b16-18)とされる経典群に「出家縁経一卷」(130c14)が含まれ、『出三藏記集』と同様に失訳である。

ところが、それより僅か3年後の開皇十七年(597 C.E.)に編まれた長房撰『歴代三寶紀』(T 2034, vol. 49)巻四では、『出三藏記集』(55, 6b)に記載される「三十四部四十卷」(実際には「三十五部四十一卷」)の安世高訳経数が¹⁵、その根拠不明なまま飛躍的に増えて「一百七十六部。合一百九十七卷」(49, 52b)となり¹⁶、その中に遂

¹⁴ 飲酒について三十五の過失を挙げる漢訳文献は当該文献を引用するものを除くと二つだけである。それは今問題にしている『出家縁経』と『大智度論』である。他の経典類では異なる数が挙げられている。三十六の過失に言及するものは次の通り。『佛開解梵志阿闍經』支謙訳(T 20, vol. 1, 261a7-9); 『分別善惡報應經』天息災訳(T 81, vol. 1, 899b26-c11); 『出曜經』信品第十一(T 22, Vol.4, 675b6-13); 『佛説八師經』支謙訳(T No. 581, vol. 14, 965c4-13); 『正法念處經』曇曇般若流支訳(T. 721, vol. 17, 186a10); 『妙法聖念處經』法天訳(T 722, vol. 17, 440b1); 『佛説罪業應報教化地獄經』安世高訳(T. 724, vol. 17, 451b19-20); 『諸法集要經』觀無畏尊者(T 728, vol. 17, 481a8); 『佛説分別善惡所起經』安世高訳(T 729, vol. 17, 518b24-c28); 『佛説罪福報應經』求那跋陀羅訳(T. 747, vol. 17, 563a1); 『佛説輪轉五道罪福報應經』求那跋陀羅訳(T. 747a, vol. 17, 564a20); 『沙彌尼戒經』失訳(T 1474, vol. 24, 937b12-17)。これらの内、実際に三十六の過失を列挙するのはMKVの対応経典である天息災訳『分別善惡報應經』と安世高訳(!)『佛説分別善惡所起經』である(後者が「疑経」である点については本稿4. 2参照のこと。また「疑経」である『提謂経』にも三十六失が挙げられる [牧田1976]。また『長阿含經』第十六經「善生經」(T 1(16), 1, 70c3-6)では「六失」を挙げ、佛陀耶舎共竺佛念等訳『四分律』(T 1428, vol. 22, 672a16-21, 1012a7-10)では「十過失」を挙げる。

に「出家因縁經一卷(亦云佛說出家因縁經)」(51a8)が登場する。それ以降の経録はこれを踏襲して、例えば麟徳元年(664 C.E.)の道宣『大唐内典録』(T 2149, vol. 55)巻一では、「出家縁經」は失訳としながらも「出家因縁經」は安世高訳とし、また「出家因縁經」を「出家縁經」と呼ぶことも割り注で述べている(221c)¹⁷。同様に、唐・天冊万歳元年(695 C.E.)、則天武后の勅令によって編纂された明佺『大周刊定衆經目錄』(T 2153, vol. 55)巻第七でも、「出苦海之津梁。導迷塗之眼目。務欲令疑僞不雜住持可久。迺下明暇。普令詳擇。存其正經。去其僞本。」(55, 372c24-27)という偽経を排除しようとする序文の決意も空しく、「出家縁經一卷(二紙一云出家因縁經) 右後漢代安世高譯。出長房録」(408c)とあり、『歴代三寶紀』を典拠にした記録を残すだけである。

唐・開元十八年(730 C.E.)にそれまでの経録を抜本的に改正・整備し直す目的で作られた智昇『開元釋教録』(T2154, vol.55)巻第一にある時代別・訳者別の記述では、安世高による訳経数は「九十五部百十五巻」と減少するが、依然としてその中の一つに「出家縁經一卷(一名出家因縁經見長房録)」(480a10)が残る¹⁸。唐・貞元十六年(800 C.E.)、徳宗の命によって編纂された圓照『貞元新定釋教目錄』(T 2157, vol. 55)巻第一にも「出家縁經一卷」が安世高訳として記載される(777a20)¹⁹。

従って、「出家縁經一卷」はそれまでは失訳として存在していたが²⁰、安世高訳とされたのは五九七年の『歴代三寶紀』以後のことであり、漢訳經典の真偽を峻別しようとした『開元釋教録』によって誤ったまま確定されたという経緯を辿ってきたものである。つまり現在大蔵經に残る『佛說出家縁經』を安世高に帰属させることは明白な誤りである。「出家縁經」という名を冠する失訳經典があったことは『出三藏記集』の記述から判るのだが、それが現在大蔵經にあるこの『出家縁經』と同一のものであったのかどうかは不明である。

¹⁵ この点に関して、安世高の訳経数が果たして「三十四部」であったかどうかの問題もある。今はこの問題には立ち入らない。

¹⁶ 『歴代三寶紀』巻第四(T 2034, vol. 49, 52c1-14)にはこれ以前の経録には三十九部(!)しか記録されなかったが、それは経録が分散した為に安世高訳の経名が知られなかったからで、長房自身がそれらを探求した結果、ここに記載した分の訳経が見出されたのだとする。「其釋道安録僧祐出三藏集記慧皎高僧傳等。止云世高翻三十九部。義理明析文字允正。辯而不華質而不野。凡在讀者皆臺臺決而不倦焉。房廣詢心究檢衆録紀述。世高互有出沒。將知權跡隱顯多途。或由傳者頗致乖舛。量傳所載三十九部。或但踏出自燉煌來屈止京邑。靈帝之末關中擾攘。便渡江南。達人見機在所便譯。得知他處闕而未傳。又其傳末果云。而古舊録所載之者。此並世高刪正前譯不必全翻。今總群篇。備搜雜記。有題注者。多是河西江南道路隨逐因縁從大部出。録目分散未足致疑。彼見故存此寧不續。敢依集編緝而維之。冀廣法流知本源注。欲識其跡具諸傳詳」

¹⁷ 『大唐内典録』の未定稿とされる『續大唐内典録』巻一(T No. 2150, 55, 344b22)でも同様。

¹⁸ 『同』巻十三では「出家縁經一卷(一名出家因縁經) 後漢安息三藏安世高譯」(616c6-7)ともある。同じく智昇『開元釋教録略出』巻第三(T No. 2155, 55, 740a)にも「出家縁經一卷(一名出家因縁經) 後漢安息三藏安世高譯」とある。

¹⁹ 『同』(949c)にも「出家縁經一卷(一名出家因縁經) 後漢安息三藏安世高譯」。

²⁰ 彦琮『衆經目錄』(或いは『彦琮録』, T 2147, 55, 154c13, 隋・仁寿二年[602 C.E.])にも「出家縁經一卷」があるが、訳者は記載されていない。また静泰『衆經目錄』巻一(或いは『静泰録』, T 2148, 55, 187a, 663 C.E.)にも「出家縁經一卷(二紙)」と見られるが、同様である。

4. 2. 安世高訳経の帰属問題

よく似た経緯を辿り、安世高訳とされてしまった経典が他にもある。ここでは安世高訳とされる経典を全て扱う余裕もないので、「善悪の行為によってもたらされる善悪の報い」を説く経典に限って述べることにする。

大正大蔵経第十七巻に安世高訳とされる『佛説分別善惡所起經』(T 729, vol. 17)がある。この経典は五戒を守ることでそれぞれ五福を得、五戒を破ることで五悪(飲酒では三十六悪)がもたらされること、そして父母・年長者等に対する善悪の態度等によってもたらされるそれぞれの結果を説くものである。いわば日常倫理・道徳的賞罰を教えていくもので、その一部は先に見た『佛説出家緣經』と内容的に近い。五戒のそれぞれについての果報を比較すれば、『分別善惡所起經』では「五善・五悪(飲酒は三十六)」を説くのに対して『出家緣經』では破戒による「十悪(飲酒は三十五)」のみを挙げる点が異なる。また悪の果報として前者では必ず「魂魄入太山地獄中」とあり、後者では単に「身死命終生地獄中」とする。前者の「太山地獄」とは明らかに道教のものである²¹。

この経は『出家緣經』と同様に、『出三藏記集』では失訳であったにも拘わらず『歴代三寶紀』で安世高訳とされ『開元釋教錄』によって「真経」としての地位を確実にしたものである。牧田諦亮は中国撰述経典である「提謂経」とその内容が酷似する点を指摘し、「分別善惡所起經の本文を見ても、それが後漢の安世高譯と断定しうる根拠は全くなく、曇靖の提謂経について道宣が續高僧傳(巻一)に説くような、庶民を誘導するために六朝時代後期に中國人によって撰述されたものである」(百四十一頁)と断定する²²。

同様に大正第十七巻所収の因果業報を説く経典で安世高訳とされている他の諸経典、『佛説罪業應報教化地獄經』(T 724)・『佛説處處經』(T 730)・『佛説十八泥犁經』(T 731)・『佛説罵意經』(T 732)・『佛説堅意經』(T 733)・『佛説鬼問目連經』(T 734)も『出三藏記集』では安世高訳とされていないが、『歴代三寶紀』で安世高訳とされ『開元釋教錄』もそれに従っている²³。

こうした安世高訳経数の問題点を考慮すれば、かなりの失訳経典が安世高訳とされ、中には「疑経」すらも彼の名の下に集められたことになる。我々が問題としている『出家緣經』は安世高のものではなく、ことによれば中国撰述の可能性を排除しきれないことになるが、既に述べたように『出家緣經』とほぼ一致するチベットテキストが存在するから、この可能性は0ではないが極めて低いものである。業報について説く多くの経典(無論それだけではないが)が根拠なく安世高訳とされ、今に至るといふ事実にいささかの興味をおぼえるものの、今はこれに立ち入らない。

4. 3. すり替え(?)の可能性：「難提迦羅越經」

『出家緣經』は難提迦を対告衆とし、五戒に関係した業報を説く経典であり、その内容は経典名に見合ったものとは思えない。他の経典がこの名の経典にすり替えられた可能性はないであろうか。

安世高訳とされる諸経典のうち、『出三藏記集』にも記載されているものとして

²¹ 牧田 1976: 151-2 参照。

²² 二つの「経典」の詳しい比較は牧田(1976)の特に「第四章 提謂経と分別善惡所起經一真経と疑経一」を参照のこと。

²³ 宇井 1971: 437-453, 特に 446-448 頁参照のこと。『出家緣經』について宇井は「内容、形式、安世高譯でない」という。

「難提迦羅越經」というのがある。これはどの経録をみても闕本であり、今はその内容を検討することが出来ない。経名にある「難提迦羅越(Nán tí jiā luó yuè)」は明らかに音写語であり、そこから原題を推定できるかもしれない。

「難提・迦羅越」と分けると「難提(Nán tí, 推定中古音 *nan dei > nân diei)」は Nandika に相当するが、「迦羅越」についてはこれまでは次のように考えられてきた。宇井(1971: 32)は、安世高訳語の中で『七處三觀經』(T, 2, 875c26)に「迦羅越」が現れること、また大正藏經の索引第1巻「阿含部」に「迦羅越 gahapati」とあるのを挙げ、その原語を grhapati と想定している。ここで宇井は「迦」が ga を写し、「羅」が ha に音写される点について不明とし、dha が la となったのではないかという推測を述べているが、岡田(1986: 37)は ghara “家”であるという推定をする²⁴。いずれにせよ「家主」、「居士・長者」²⁵という意味になるとされている。

しかし宇井が述べるように、「越」字は va を写す文字としても使われる²⁶。事実「迦羅越」は語末に va 音、即ち推定音では jwet (< ɾwet) があつたものとも考えられ、また「迦」音が gha を写すものとは考えにくいから、他の可能性を探るべきではないかと思う。Coblin による推定では「迦羅越」は kja lā jwet となりサンスクリット語では kulapati に対応するものとされている(Coblin 1983: 15, 241)。しかし音写語で Skt. ku- が「迦」になるのは考えにくい。

北インドで発見された Kālawān で出土した銅板に残された Kharoṣṭhī 文字の銘文(年代は Azes 134年とあり、西暦では77年)には次のような Gāndhārī 語形が見出される²⁷。ここでは塚本(1996: I, 971)による和訳を引用する²⁸。

Dhrammasa grahavatisa 「Dhramma(Dharma)長者の」

Naṃdivaḍḍhaṇena grahavatiṇa 「Naṃdivaḍḍhaṇa(Nandivardhana)長者と共に」

ここで見られる語形の grahavati は Skt. grhapati に相当するが、-r- > -ra-; -p- > -v- への変化を示している。そのうち、母音に挟まれた中間音 -p- はプラークリット語

²⁴ プラークリット語文法である Vararuci の Prākṛtaprakāśa [Pp.] には次のような規定がある。grhe gharo 'patau || Pp. 4.32 || grhaśabde ghara ity ayam ādeśo bhavati | paśabde parato na bhavati | gharāṃ bhavanāṃ || apatāv iti kiṃ | gahavāi || 「“grha” に対して “ghara” (で置き換えが出来る。但し、) pati (が後続する) 場合はそうならない。[註] “grha” という語に対して “ghara” で置き換えが出来る。pati が後続する場合はそうならない。“ghara” とは “家(bhavana)” [の意味である]。『pati (が後続する) 場合はそうならない』とは何故か。[反例として] gahavāi (Skt. grhapati) がある。」(gahavāi [i → ī: Pp. 5.18] < gahava-i [t → φ: 2.2] < gahavati [p → v: 2.15] < gahavati [r → a: 1.18] < grhapati)。ここで規定されているプラークリットとは文学系のものであり、仏教梵語の語形変化に直接関係するものではない。根拠は全く想像も付かないが、俗語では -pati が後続したときには grha- → ghara- への語形代用が許されていなかったという事実が面白い。

²⁵ Cf. 『翻譯名義集』巻第二(T 2131, 1082, b12): 「迦羅越。大品經中。居士是也。」

²⁶ 例えば「迦毘羅越(jiā pí luó yuè)」という音写語があるが、これは Kapilavastu を写したものである。Cf. Coblin 1983: 255 では康孟詳の訳語として「迦維羅越」を挙げ、その原語を kja jīwi lā jwet とする。

²⁷ grhapati に遡り得る、Gāndhārī を経て「迦羅越」と音写された語形 grahavati を解釈するにあたって辛嶋静志教授より推定中古音、レファレンスに関して多くの助言と示唆を頂戴した。ここに記して感謝申し上げる。

²⁸ この銅板銘文については初出である Konow 1931-2; 1932 また Marshall 1951 を見よ。

では頻繁に -v- となる²⁹。他方「越 jw et」の推定中古音 j- は第一義的には外来語 v (外来語そのものが v であってもその元々の音が -p- で -v- に変わったものでも同じ) を表記するのに用いられるから(Coblin 1983: 72)、問題とする「迦羅越」の「越」と音写された原音は jw et (ɾ w et) であった可能性が極めて高い。そうするとこの音写語は -pati を写したのではなく、-vati を写したものと考えてよい。また Gāndhārī では中間音の気音 -h- は発音されないこともあり得るから、前分の graha- に対して「迦羅」が当てられたものと想定出来よう。従って音写語「迦羅越」の原語は Gāndhārī の grahavati- であった可能性を考えるべきである。

無論ここでの考察は「迦羅越」そのものの原語を推定したものに過ぎず、その音写語がそもそも Skt. gr̥hapati に対応することを何ら否定するものではない³⁰。宇井や Coblin がこの音写語を安世高の特徴的な訳語として見なし、また『出家縁経』には「泥洹 (niei ɾ wān)」という安世高の用いた訳語もあるから、この経が本来安世高訳であった可能性も捨てきれないのは確かである。実質的には「長者ナンディカの経」であろう「難提迦羅越経」が失われ、むしろその経名を持つにふさわしい内容の経典が別名で存在することは、中身のすり替え或いは経名の改竄が行われたという推理を生むが、そうすると安世高訳「難提迦羅越経」の本体のみが『出家縁経』という名を持って甦ったこと、つまり中身自体は安世高訳であることを結論しなければならなくなる。つまりここで再び4.1-2の議論に戻ってしまうわけである。安世高が用いた訳語がこの『出家縁経』にも見出されるという事実関係の確認に止めておく。

5. チベット訳 *Nandikasūtra*

Léon Feer によって仏訳された *Nandikasūtra* を見ると、『大智度論』が飲酒三十五過失を挙げた後で偈を持っているのと同様に、チベット訳でも三十五過失を挙げて韻文が残されている。既に Lamotte によっても指摘されているように³¹、このチベット訳が『大智度論』に見られる引用文と内容的にはほぼ一致していることに関しては議論の余地がない。チベット訳の序分・流通分は『出家縁経』よりも長いが、内容に違いをもたらすようなものでもない。訳者とされる Śakyasiṃha と Byiñ gyi sñiñ po の記録が正確ならば、九世紀初頭の訳になる³²。

²⁹ Coblin 1983: 36 を見よ。また Brough 1962: 87, § 34; 辛嶋 1994: 20.

³⁰ 例えば竺法護訳『郁迦羅越問菩薩行經』(T 323, vol. 12)があるがこの表題にも「郁迦羅越」とある。無論この経は『大寶積經』第十九會「郁伽長者會(郁伽長者問經一卷)」(T 310(19), vol. 11)の異訳であるから、「郁伽(迦)長者」に相当する。「爾時郁迦長者。及諸迦羅越。皆同時 …」(T 323, 12, 27b17-18)とあるように「郁迦羅越」は元々「郁迦(伽)迦羅越」であったようであるが、そのサンسكريット本 *Ugraparprcchā* は *Śikṣasamuccaya* の引用文から一部が回収されている。呼びかけにあたる部分は十数回見出されるが、例えば“sacet punar gr̥hapate …”とあり、梵本では gr̥hapati であったことがわかる。

³¹ 『大智度論』からの引用に附した前註参照のこと。

³² 岡田 1986: 35 参照のこと。チベット訳のテキストに関する文献上の情報は本稿末に附した Bibliography を参照されたい。今回は時間的な制約の為、チベット訳原文を示すことが出来ない。別稿を期したい。

6. まとめ

以上の考察から漢訳『出家縁経』について事実関係が明らかかなことは

- ・「出家縁経」という名の経典が失訳として存在していたこと、
- ・この「出家縁経」は『歴代三寶紀』以降に誤って安世高訳とされたこと、
- ・その後の「出家縁経」は現行『出家縁経』であること、

だけである。「難提迦羅越経」という關本が安世高訳として伝えられており、その経名としては現行『出家縁経』の内容に釣り合うのだが、原本を確認出来ないの推測を加えて整理してみる。

訳者不明と理解すべき『出家縁経』は、その内容からおそらくは他の因果応報を説く経典類と共に安世高に帰属させられたのであろう³³。また、その内容と経名との隔たりからも、この経典は『出三藏記集』以前に全く別の経典から中身だけをすり替えられていたか或いは経名だけ変更されていた可能性が極めて高いのではないだろうか³⁴。元が「難提迦羅越経」である可能性もあるが、現行『出家縁経』は安世高の手になるものとは思えないので、仮に中身が別の経典であったとしても或いは題名がすり替えられたものだとしても、その経典は安世高訳ではない。『出家縁経』は「出家の（因）縁」を説く経典ではなく、優婆塞・難提迦に対して破戒によって招く業報を説く（即ち、五戒を遵守することの重要性を説く）ものであり、また内容的には他の文献にトレース出来るのだから、そうした内容を持っていた経典にはそれに相応しい題名が冠されていたと思われる。それはほぼ同一の内容を説く経典がチベット訳では *Nandikasūtra* と呼ばれている点からも裏付けられる。

MKV 所引経典類にはサンスクリット本にも漢訳にも、時にはチベット訳にも残らない文献、或いはその内容が現存する他文献にはトレースしきれないものが多数見出される。所引経典の多さから、或る意味ではその文献の所属部派を決定する為の手がかりをそこかしこに見出せるようでもあり、逆に対応文献が未だ確定出来ない（或いは存在しない）為にそうした作業を困難にしているのだと思える。我々にはやらねばならない研究が山積している。

³³ 牧田 1976: 152: 「この分別善惡所起経は、もっとも早く出三藏記集（五一〇～五一八頃僧撰）巻四の失譯雜經録にその名を見出す。この前後には、救護身命經、清淨法行經、犯戒罪報輕重經、以金貢太山贖罪經、五道輪轉罪福報應經などの在家者のための日常生活倫理のおきてを説く中國撰述様の経典が列擧されている。ところがそれから約八十年後の開皇十七年（五九七）に撰述された『歴代三寶紀』巻四には、これら失譯経典が一樣に、機械的に安世高譯とされている。それ以後の經録にはいづれもこれを承けて怪しまない。」（下線筆者）

³⁴ 別の経典が何であるかはわからない。岡田は『出三藏記集』以前には關本になってしまった「居士ナンディカの経」（即ち『難提迦羅越経』）と考えている（岡田 1986: 37）。彼は「『出家縁経』を安世高訳とすることはできない」と断定しながらも、「安世高によって訳されたナンディカ居士の経が存在していたが、後代の人によって手を加えられ、題名も変更されて、現在我々が見ている『出家縁経』になったという可能性」に言及する。この仮定に立つと、一方で『難提迦羅越経』が關本となり、他方で失訳『出家縁経』が「後代の経録で安世高訳とされたという事情がよく了解」できるというが、本来『難提迦羅越経』であった経典が「手を加えられ、題名も変更され」たにも拘わらず安世高訳であることが「再発見」される程に『出家縁経』には安世高らしさが残っているのであろうか。現行の『出家縁経』を見た宇井はそこに安世高の手が入っていることを強く否定しており、そして岡田自身もそれに従っているのだから、彼のこの結論には矛盾がある。

略号・参考文献 Abbreviations/Bibliography

Text:

MKV: *Mahākarmavibhaṅga*ed. by Sylvain LÉVI, *Mahākarmavibhaṅga (La Grande Classification des Actes) et Karmavibhaṅgopadeśa (Discussion sur le mahā Karmavibhaṅga), textes sanscrits rapportés du Nepal, édités et traduits avec les textes parallèles en sanscrit, en pale em tibetan, en chinois et en kutchéen*, 1932, Paris.

MS[A]: Ms.-No. 4-20 (National Archives of Nepal, Kathmandu)

MS[B]: Ms.-No. 1-1697 (National Archives of Nepal, Kathmandu)

T: Taishō Tripiṭaka 大正新脩大藏經

Tibetan Text of *Nandikasūtra* ('Phags pa dga' ba can gyi mdo):

Derge No. 334 [Taipei ed. vol. 15, 535.5-541.5]

Phug brag No. 193: Tsha, 238a1-242/243a2

sTog No. 147: 287a6-291b3

Cone No. 973: Sa 321b5-325a2

Narthang No. 319: vol. 72, La 421a7-425b4

Peking No. 1000: vol. 39, 112-5-2~ (276b2-279b1)

Lhasa 338: vol. 72, La 409b1-413b4

Kawaguchi No. 148: Vol. 72-7, 246a3-249b5

Studies:

BENDALL, Cecil

1902 *Śikṣāsamuccaya: A Compendium of Buddhistic Teaching Compiled by Śāntideva*, Bibliotheca Buddhica I, St.-Petersburg.

BROUGH, John

1962 *The Gāndhārī Dharmapada*, London Oriental Series &, London: Oxford University Press.

COBLIN, W. South

1983 *A Handbook of Eastern Han Sound Glosses*, Hong Kong: The Chinese University Press.

COWELL, E.B.

1853 *Prakṛit Prakāśa of Vararuci* [rep. 1977, Delhi: Cosmo Publiccation].

FEER, Léon

1883 "Fragments traduits du Kandjour," in: *Annales du Musée Guimet* V, pp. 243-249.

舟橋一哉 (FUNAHASHI, Issai)

1956 『業思想序説』京都：法蔵館。

FUKITA, Takamichi

1990 "Sanskrit Fragments of the *Karmavibhaṅga* Corresponding to the Canonical Tibetan and Chinese Translations," in: *Annual of Buddhist Studies [The Bukkyo Bunka Kenkyusho Nenpo]*, No. 7-8, pp. 1-23.

辛嶋静志 (KARASHIMA, Seishi)

1994 『長阿含經の原語の研究』東京：平河出版社。

KONOW, Sten

1931-2 "Kalawān Copper-plate Inscription of the Year 134," in: *Epigraphica Indica* XXI, pp. 251-9.1932 Kalawān Copper-plate Inscription of the Year 134," in: *Journal of the Royal Asiatic*

Society, October 1932, pp. 949-965.

LAMOTTE, Étienne

1981 *Le Traité de la Grande Vertu du Sage De Nāgārjuna (Mahāprajñāpāramitāsāstra)*, tome III, Publications de l'Institut Orientaliste de Louvain 26, Louvain: Institut Orientaliste, Université de Louvain.

牧田諦亮 (MAKITA, Tairyō)

1976 『疑經研究』京都：京都大学人文科学研究所。

MARSHALL, J.

1951 *Taxila — An Illustrated Account of Archaeological Excavations carried out at Taxila under the orders of the Government of India between the Years 1913 and 1934*, vol. I: Structural Remains (Rep. 1975, Delhi: Motilal Banarsidass).

並川 孝義 (NAMIKAWA, Takayoshi)

1984a 「Mahākarmavibhaṅga 所引の經・律について」『佛教大学研究紀要』第68巻、53-76頁。

1984b 「Cakravartīsūtra について」『印度學佛教學研究』第32巻第2号、1069-1066頁。

1984c 「鸚鵡經の展開—特に Mahākarmavibhaṅga を中心として」『佛教研究』第14号、27-43頁。

1985a 「「アビダルマ經」考— abhidharma cakravartīsūtre の用例を中心として—」『佛教大学大学院研究紀要』第13巻、1-16頁。

1985b 「Mahākarmavibhaṅga の所属部派について」『印度學佛教學研究』第33巻第2号、773-769頁。

岡田行弘 (OKADA, Yukihiro)

1986 「Nandikāśūtra の漢訳」『印度學佛教學研究』第35巻第2号、35-37頁。

PRADHAN, P.

1975 *Vasubandhu Abhidharmakośabhāṣya*, TSWS 8, Patna: Aruna Haldar, 2nd ed.

SIMON, Walter

1970 “A Note on the Tibetan Version of the *Karmavibhaṅga* Preserved in the MS Kanjur of the British Museum,” in: *Bulletin of the School of Oriental and African Studies XXXIII*, part 1, pp. 161-166.

TRIPĀTHĪ, C.B.

1966 “Karmavibhaṅgopadeśa und Berliner Texte,” in: *Wiener Zeitschrift für die Kunde Süd- und Ostasiens* Band X, Wien, SS. 208-219.

塚本 啓祥 (TSUKAMOTO, Keishō)

1996 『インド仏教碑銘の研究』京都：平楽寺書店、第1巻。

宇井伯寿 (U, Hakuju)

1971 『訳經史研究』東京：岩波書店。

VALLÉE POUSSIN, Louis de La

1923-31 *L'Abhidharmakośa de Vasubandhu, Traduction et Annotations*, Mélanges Chinois et Bouddhiques XVI, tome III, Bruxelles: Institut Belge des Hautes Études Chinoises.

WOGIWARA, Unrai (ed.)

1932-6 *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā*, Tokyo.